様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 7月 1日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ぎけんでんしかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　　技研電子株式会社  （ふりがな） たかぎ　けん  （法人の場合）代表者の氏名 　 髙木　健  住所　〒541-0041  大阪市中央区北浜４丁目７番１９号  法人番号　7120001062673  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ＨＰ①「ＤＸ推進」②「経営理念」③「事業紹介」 | | 公表日 | 1. ②　③　2023年2月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DXへの想い(<https://www.gikendenshi.jp/company/dx/>)  経営理念(<https://gikendenshi.jp/company/philosophy/>)  事業紹介(<https://gikendenshi.jp/service/>) | | 記載内容抜粋 | コロナ禍を契機に世の中の価値観が大きく変わり、現場では既にデジタル技術を駆使して非接触・非対面の営業・折衝・受発注などが主流になりつつあるなど経営スタイルに大きな転換が始まっています。  　また、社会のデジタル化が進む中、ＩＯＴやＡＩの普及により社会インフラもより高度化・多様化し、それを支える保守・点検作業もデジタル技術を応用しなければなりません。  そこでＤＸに会社の経営資源を集中させて業務全体の効率化と新しいビジネスモデルの構築を目指していく必要があります。  　当社は、経営理念のうち「変化にチャレンジする経営」を基軸にして、設立以来、社会公共事業の安全・安心な社会を実現する為、通信インフラ・インターネット技術の発展に伴い、常に新しい技術の構築に携わってきました。  それによって、お客様や社会に貢献することが出来れば「私達が働く目的」が達せられるばかりでなく、社員一人ひとりの自信と喜びにつながるはずであり、各部門で知恵を出し合って「ＤＸ」と「働き方改革」を推し進め、働きやすい職場環境を実現させると共に新しいビジネスモデルにより「夢」のある未来を創造していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は当社のトップマネジメントによる所定の手続きにより承認された方針に基づき作成されています。  (2023年2月28日開催　臨時取締役会にて承認済み) |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ＨＰ　「ＤＸ推進」 | | 公表日 | 2023年2月28日（2025年5月28日一部更新） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.gikendenshi.jp/company/dx/>  ＤＸのビジョンと戦略  ＤＸ推進の方策　(１項・２項・６項) | | 記載内容抜粋 | 最新のＤＸテクノロジーと24時間サポートで社会インフラを根底から支えるとともに取引先の高い要望に応えながら基盤事業の安定を図り、安全・安心で豊かな生活の実現を目指していきます。  1.対面・電話・書面に依存していたコミュニケーション　ツールについてデジタルとクラウドを有効に活用し、無駄・無理を徹底削減しスピード感を向上させます。  （補足）  　一部電子化によるワークフロー申請を実施しているが、完全電子化により申請者がフリーロケーションで申請手続きが行え、過去データの活用により間接業務の負担を軽減。またＴＶ会議やＺＯＯＭを通じてコミュニケーション手段を拡充し、削減した時間を直接業務での品質向上やお客様提案の時間に充当。  2.安全品質に磨きをかけて、ＤＸを活用して過去の事故、ヒヤリハットを現場ごとにデータベース化し、現場作業の安全確保に活用していきます。  （補足）  　作業実績事例のデータベース化により未経験作業者が事前に作業手順を確認することができ、円滑な作業を遂行  3.従業員の業務集中や健康管理などをＤＸにより環境を改善させて業務効率化と満足度向上を図り、取引先への更なるサービスの向上と新しい提案に経営資源を振り向けていきます。  （補足）  　ＴＥＡＭＳのＳＭＳ機能の活用により、課および作業グループ単位で作業進捗状況や問題発生時における解決策のデータ共有が可能となり、業務効率化と満足度向上を図り取引先への更なるサービスの向上と新しい提案に経営資源を集約。  　また、日々の各個人の健康状態データもＳＭＳ機能で共有する事により不測時の人員調整等を的確に実施。  　併せて福利厚生代行サービスに付随する健康サポート  　アプリの装備推奨を通じて毎日の生活状況をＡＩアシスタントのスコアリングにより各社員が認識。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は当社のトップマネジメントによる所定の手続きにより承認された方針に基づき作成されています。  (2023年2月28日および2025年5月21日開催　臨時取締役会にて承認済み) |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ＨＰ「ＤＸ推進」  <https://www.gikendenshi.jp/company/dx/>  ＤＸ推進への体制１・２  ＤＸ推進の方策（5項・８項）  ＤＸ推進のための指標 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進体制については社内及び対外的にＤＸ化を進めるために現状問題点の提議やその改善の為のシステム構築やツール導入を実行していく取締役会直轄のＤＸ推進事務局を設置しました。  また、設置したＤＸ推進プロジェクトの活動を、品質・環境・情報セキュリティのＩＳＯマネジメントシステムに組み入れてＤＸ化の目標設定・活動内容の具体化を計画するとともにマネジメントレビューによる新規提案・見直しと継続的な改善・成長を促進します。  これらの体制を基礎としデジタル人材の育成・確保を目的に従業員のＩＴやＤＸに対する知識とスキルを向上させるため、研修プログラムの充実を図ると共に情報処理技術やベンダー技術認定・クラウド系認定資格の資格取得奨励によりＩＴ・ＤＸ人材を育成するとともにＩＴ・ＤＸ所管部署の人員を増強します。  具体的には従業員のＩＴやＤＸに対する知識とスキルを向上させるため、研修プログラムの充実を図ると共に情報処理技術やベンダー技術認定・クラウド系認定資格の資格取得奨励を実施しています。  また、従業員がフリーロケーションで研修や資格取得講座の受講が可能となり、一層のスキル向上を期待するとともに従業員の要望などを反映して資格取得に向けた教育を実施するため、e-Learning・アプリ配信型通信教育を活用した社内研修を導入しました。  更にＤＸを主体的に推進する人材を配置する意味から情報システム部署の人員を増員し継続的に推進する体制を整えます。  ・IT系資格取得の奨励  情報処理技術者等　88人(2022年度)→100人(2027年度)  シスコ技術認定 　 30人(2022年度)→50人(2027年度)  クラウド系認定資格 1人(2022年度)→20人(2027年度)  ・情報システム部門の増員  6人(2022年度)→10人(2027年度) |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ＨＰ　「ＤＸ推進」  <https://www.gikendenshi.jp/company/dx/>  ＤＸ推進の方策　(３項・４項) | | 記載内容抜粋 | 最新の情報処理技術を活用するための環境整備のうち組織対応としては取締役会直轄のＤＸ推進事務局を設置しました。  ＤＸ推進事務局においては「ＤＸ推進の計画と指標」を策定し、ＨＰで公表しました。また、執行役員以上のトップマネジメントで構成する経営会議や役員課題検討会を通じて定例的にＤＸ推進事務局が進捗状況を報告することを通じてＤＸ方針を共有しています。  また、代表取締役においては社内向けの年始挨拶文書や年1回実施している全社員出席の懇談会の席上においても「ＤＸと働き方改革の進捗による新しいビジネスモデルの実現」を常に発信して浸透を図っています。  現時点での環境整備における具体的な方策は以下の通りです。  ・マイクロソフト365導入によるセキュアなフリーロケー  ションと情報共有を確保  ・Ｔｅａｍｓ・ＺＯＯＭ導入による社内外関係者との  コミュニケーションの促進  ・社内ポータルのリプレイスを実施して社内情報と複数の  共通コンテンツの閲覧・操作についてスマートフォン接続を可能とし接続可能範囲を社外に拡大。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ＨＰ 「ＤＸ推進」 | | 公表日 | 2023年2月28日（2025年5月28日一部更新） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.gikendenshi.jp/company/dx/>  ＤＸ推進の計画と指標  ＤＸ推進のための指標 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進にかかる戦略は以下の通りです。  ・「対面・電話・書面に依存していたコミュニケーションツールについてデジタルとクラウドを有効活用」  ・「無駄・無理を徹底削減しスピード感を向上」  ・「ＤＸを活用してのデータベース化」  ・「ＤＸによる環境改善を通じての業務効率化と満足度向上」  　この戦略については既に2022年10月にマイクロソフト  ３６５を導入してフリーロケーションで社内外のコミュ  ニケーションを図れるように環境を整備しました。  また、在宅勤務であっても出社と同等の成果を発揮で  きるようにリモートワーク環境のツール配備を拡大すると共に各従業員へのモバイル機器の支給率を高めます。  ・リモートワーク環境  　端末支給台数　122台(2022年度) ⇒ 200台(2027年度)  　利用社員数　　122人(2022年度) ⇒ 200人(2027年度)  ・モバイル機器支給率  　　89％(2022年度)　⇒　97％(2027年度)  　安全品質面において過去５年間の事故やヒヤリハット  のデータを時系列に整理してポータル(グループウェア)  への掲載を試行、2024年4月に正式運用を開始しました。  また、戦略の推進状況を管理する仕組みとしてＩＳＯマネジメントシステムと融合してマネジメントレビューを実施しながら進捗を管理しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　2月　28日 | | 発信方法 | 当社ＨＰ　「ＤＸ推進」  <https://www.gikendenshi.jp/company/dx/>  ＤＸへの想い | | 発信内容 | ＤＸ推進にかかるＨＰ公表内容は当社のトップマネジメントで構成される取締役会により承認された方針に基づき作成されています。  また、戦略の具体的方策などの決定内容も取締役会へ逐次フィードバックしています。  当社における実務執行総括責任者は代表取締役であり、戦略の推進状況等に関する情報発信については当社ＨＰ「ＤＸ推進」のうち「ＤＸへの想い」において代表取締役名で次の通り記載しています。  「ＤＸ推進において社内向けには以前よりデジタル化を推進してきた結果、社内ポータルの充実化を進めて 社内情報の共有を図るとともにテレワーク環境の整備を進めてきました。  また、サーバー更改により大容量データのクラウド管理への移行を進めたり、場所・ツールを選ばないアクセスフリーのコミュニケーション環境を整備するなど効率化とリモート化を強力に推進しています。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年11月頃　～　継続実施中（現在） | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」自己診断フォーマットに掲載 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年12月　～　継続実施中（現在） | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の宣言を実施済  (当社ＨＰご参照) |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。